

福島国際研究教育機構の令和 5 年度業務実績に関する

主務大臣評価に対する復興推進委員会意見（案）

（意見）

福島復興再生特別措置法第 115 条第 6 項に基づく、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）の令和 5 年度業務実績評価に関する主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣）評価（案）に対する復興推進委員会の意見として、その内容について妥当であると判断する。

なお、設立初年度において、まさに、新設法人として前例のないスタートであり、施設も未整備かつ限られた人員体制の厳しい環境の中で、研究開発を着実に進捗させ、期待される 4 つの機能の整備が図られた点は、F-REI のマネジメントとして相当の努力があったものと認められ、今度の研究成果に大いに期待する。

以下、令和 6 年度以降の F-REI の事務・事業の遂行に当たり、特に次の点に留意することを求める。

- 世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すに当たり、F-REI の魅力を高めるため、引き続き、研究者にとってより魅力的な研究開発体制及び研究支援体制の整備、人事制度等の構築・運用、F-REI の研究開発基盤の構築を推進していくこと。
- 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野については、自然科学のみならず、社会科学の要素も含まれているところ、これらの研究の成果が原子力災害被災地における活力ある地域づくりなど今後の復興に生かされることが重要であること。

- 産業化や F-REI の認知度向上に関する項目についてもアウトカムの設定に努めること。
- 令和 6 年度から研究開発が本格化することから、多様な実証フィールドの活用を含め、県内での具体的な活動がより一層推進することで、産業化に結び付けていくこと。
- 今後、サイエンスコミュニケーターをはじめとする、F-REI の研究開発等に関する情報発信を担う人材が着実に確保され、情報発信が充実していくこと。
- F-REI の認知度向上を図るにあたり、福島県内はもとより、全国、全世界での認知度向上を図ることが肝要であり、全国、全世界における認知度が向上することにより福島県内における認知度も向上するという好循環を生み出していくこと。

以上